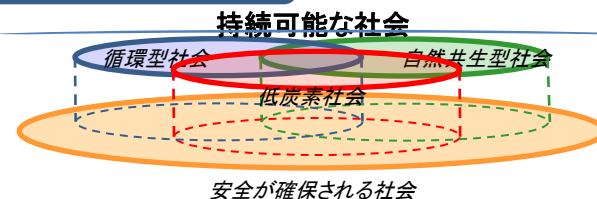


第四次環境基本計画(平成24年4月閣議決定)

環境基本計画とは、環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに3回(平成6年、12年、18年)策定。

目指すべき持続可能な社会の姿

- ・ 低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成
- ・ その基盤として、「安全」を確保



持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向 (今後の環境政策の展開の方向)

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

9つの優先的に取り組む重点分野

1-1. 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・ 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。
- ・ 技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す。

1-2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

1-3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

1-4. 地球温暖化に関する取組

1-5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

1-6. 物質循環の確保と循環型社会の構築

1-7. 水環境保全に関する取組

1-8. 大気環境保全に関する取組

1-9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

震災復興、放射性物質による 環境汚染対策

2. 東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項
3. 放射性物質による環境汚染からの回復等